

2016年11月15日

防衛大臣 稲田 朋美 殿

日本共産党島根県委員会  
委員長 後藤勝彦

### 米軍機の低空飛行訓練の中止と美保基地への空中給油機配備に関する申し入れ

安倍政権は昨年9月、強行成立させた「平和安全保障法制（戦争法）」に基づき、11月に南スーダンに派兵する自衛隊に、PKOの「駆けつけ警護」や「宿营地共同防護」の新任務付与を狙っています。激しい戦闘が続く南スーダンは、まさに戦場であり、自衛隊が武器を使用すれば「殺し殺される」深刻な事態が起こりかねません。自衛隊を海外の戦場に送ってはなりません。憲法違反の「戦争法」は、今すぐ廃止すべきです。

島根県内でも、軍備強化の危険な動きが具体化され、加速しています。県西部を中心に米軍機の低空飛行訓練が続いています。飛行訓練中は、米軍機の爆音で、多くの住民が耳を塞ぎ、怖いと震え、怯えています。特に、小・中学校や保育施設をはじめ、介護施設や医療施設などの上空を飛行し、乳幼児、高齢者、病气療養中の人からは、突然聞こえてくるごう音により、極度のストレスや不安を訴える声が後を絶ちません。今年8月には24時を過ぎての飛行訓練も実施されており、地域住民には安らぐ時間は全くない状況です。

このような中、来年1月以降、米軍岩国基地に核兵器の搭載が可能な「F-35Bステルス戦闘機」が16機配備されようとしています。「F-35B」の配備によって、基地の戦闘攻撃能力は格段に強化され、騒音・飛行事故など周辺住民への危険性が一気に高まり、県西部での無法な低空飛行訓練が拡大することは必至です。

また、県東部においても、航空自衛隊美保基地に「C-2輸送機」や大型輸送ヘリ「CH-47J A」の配備に加え、2020年度以降、空中給油機「KC-46A」の配備が計画されており、周辺住民から基地強化による被害発生への不安が高まっています。

岩国基地及び美保基地のさらなる機能強化は、集団的自衛権行使を容認し、「日本を海外で戦争する国」に変えようとする安倍政権の危険な流れと一体のもので、日本の防衛とは関係のないアメリカの戦争に、日本と島根県が巻き込まれ、「殺し殺される」国とならないよう、下記事項を要望します。

### 記

#### (1) 米軍岩国基地・米軍機の低空飛行訓練について

1. 日米両政府がすすめる「米軍再編」によって、岩国基地は米軍機130機体制の極東最大級の基地となる。岩国基地の拡大強化は、周辺住民をいっそう危険にさらすものであり、「空母艦載機」の移転をはじめ、「F-35」「オスプレイ」などの配備を中止すること。
2. 国土交通省が山陰沖と四国沖の2カ所に、空母艦載機の訓練が可能な空域を設定したことは、山陰地方への米軍機低空飛行訓練の被害をいっそう拡大させるものであり、この「空域設定」を中止すること。
3. 防衛省が設置した騒音測定器の測定結果でも、「日米合意」に違反する訓練が行われていることは明らかである。この事実に対し、「米軍の運用上の問題」として背を向けるのではなく、防衛省自身の測定でも明らかな「日米合意違反事実」に基づいて、断固とした抗議と「合意遵守」を要請すること。

(事例) 島根県浜田市に設置している測定器データでも、広島県北広島町に設置している測定データでもこれまで土日、深夜の飛行が測定されているなど。

4. 無法な米軍機の低空飛行訓練の実態を調査するとともに、「被害住民の生の声を聞く場」を持つこと。また、被害の解消に向けた具体的な取り組みを示すこと。
5. 米軍機による低空飛行訓練は、すべて中止するよう米軍に求めること。

#### (2) 美保基地への空中給油機配備について

1. 空中給油機は、「戦争法」によって米軍機やオスプレイへの給油も可能となり、住民の命と安全を脅かす危険極まりないものであり、配備を中止すること。